

家畜貸付譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 30 号

家畜貸付譲渡規則の一部を改正する規則

家畜貸付譲渡規則（昭和 26 年岩手県規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 5 条 <u>貸付</u>を受けようとする者は、雌にあっては家畜借受申請書（様式第 1 号）、雄にあっては種雄畜借受申請書（様式第 1 号の 2）を毎年 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 借受者は、<u>第 4 条第 2 項</u>の申請をしようとするときは、貸付期間延長（短縮）申請書（様式第 2 号）を貸付期間満了の日（返還しようとする日）の 90 日前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第 6 条 借受者は、貸付家畜を受領したときは、速やかに借受証（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 前項の申請をしようとするときは、貸付家畜私下申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 借受者は、貸付けを受けた家畜が分べんしたときは、1 月以内に分べん届（様式第 5 号）を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 13 条 局長は、関係<u>吏員</u>に貸付家畜及びその家畜から生産された子畜の飼養管理その他の状況を検査させることがある。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 14 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項</u>に規定する事故が発生したときは、借受者は、直ちに借受家畜事故報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第 5 条 <u>貸付け</u>を受けようとする者は、雌にあっては<u>別に定める様式による家畜借受申請書</u>を、雄にあっては<u>別に定める様式による種雄畜借受申請書</u>を毎年 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 借受者は、<u>前条第 2 項</u>の申請をしようとするときは、<u>別に定める様式による貸付期間延長（短縮）申請書</u>を貸付期間満了の日（返還しようとする日）の 90 日前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第 6 条 借受者は、貸付家畜を受領したときは、速やかに<u>別に定める様式による借受証</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 前項の申請をしようとするときは、<u>別に定める様式による貸付家畜私下申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 借受者は、貸付けを受けた家畜が分べんしたときは、1 月以内に<u>別に定める様式による分べん届</u>を所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 13 条 局長は、関係<u>職員</u>に貸付家畜及びその家畜から生産された子畜の飼養管理その他の状況を検査させることがある。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 14 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第 1 項</u>に規定する事故が発生したときは、借受者は、直ちに<u>別に定める様式による借受家畜事故報告書</u>を知事に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第 1 号から様式第 6 号までを削る。

附 則

- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の家畜貸付譲渡規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同

日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。